

「国際海底ケーブルの防護等に関する検討会」開催要綱（案）

1 目的

我が国の国際海底ケーブルは、我が国の国際通信のほとんどを担っており、経済活動や社会活動を維持する上で欠かすことのできない重要なインフラとなっているところ、我が国の AI 活用の推進等の観点からもその重要性は一層高まっている。他方、我が国周辺における国際海底ケーブルの損壊事案の増加が見込まれるほか、国際海底ケーブルの所有主体の変化や技術の進展など国際海底ケーブルを巡る環境が変化する中、我が国の国際海底ケーブルの自律性を確保するためには、その防護体制の強化をはじめ、多角的な対応策を講ずることが求められている。このため、本検討会は、国際海底ケーブルの防護策等について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本検討会は、「国際海底ケーブルの防護等に関する検討会」と称する。

3 検討事項

- (1) 国際海底ケーブルの防護体制の強化その他国際海底ケーブルの自律性の確保に向けた方策
- (2) 上記(1)を踏まえた、政策的な対応の在り方
- (3) その他

4 構成及び運営

- (1) 本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本検討会には、座長を置く。座長は、本検討会を招集し、運営する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、運営する。
- (4) 座長は、必要に応じて、必要と認める者を本検討会の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 座長は、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (7) ワーキンググループの主査及び構成員は、座長が指名する。
- (8) ワーキンググループの運営については、主査がワーキンググループに諮って定める。
- (9) 構成員は、本検討会における情報の取扱いに関して、次の事項を遵守する。
 - ① 構成員は、本検討会で知り得た非公開の情報について、厳に秘密を保持するものとし、総務省の書面による承諾なくして、第三者に開示しないこと。また、構成員を辞した後も同様とすること。
 - ② 構成員は、本検討会で知り得た非公開情報に基づく活動を行わないこと。
- (10) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本検討会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに

掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。

(3) 議事要旨は、原則として総務省のホームページに掲載し、公表する。ただし、座長が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課がこれを行うものとする。

(別紙)

「国際海底ケーブルの防護等に関する検討会」構成員

(敬称略、五十音順)

※座長及び座長代理については調整中

石井 夏生利 中央大学国際情報学部 教授

石井 由梨佳 上智大学法学部国際関係法学科 教授

大橋 弘 東京大学 副学長／大学院経済学研究科 教授

川口 貴久 東京海上ディーアール 主席研究員

神保 謙 慶應義塾大学総合政策学部 教授／公益財団法人国際文化会館
常務理事

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院政策メディア・研究科 教授

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 教授

森田 逸郎 早稲田大学理工学術院 教授

渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

【オブザーバー】

内閣官房副長官補室

内閣官房国家安全保障局